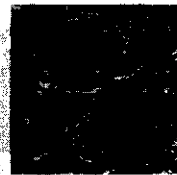


宇都宮市 環境学習 基本指針

宇都宮市



第1章 環境学習基本指針策定の意義

1.環境学習の必要性

私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによるライフスタイルの定着によって、物質的には豊かで便利なものとなりました。一方で、近年、ごみの排出などの身近な環境から、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨などといった、地球規模に至る環境まで、さまざまな問題が生じています。また、ダイオキシンや環境ホルモンといった化学物質による健康への影響や環境汚染にも関心が高まっています。これらは私たちの世代だけでなく、将来の世代にまで影響を与えるものです。

地球は、資源の再生産能力と環境の汚染浄化能力との2つの点で有限です。この有限性を顧みず、物質的な豊かさや便利さを追求してきた私たちの生活や価値観そのものに、今日の環境問題は根ざしており、一人ひとりが当事者として環境問題と向き合うことが求められています。

今日の環境問題を解決し、人類が21世紀においても発展していくためには、私たち一人ひとりが自然の営みが微妙なバランスの上に成り立っていることや環境の有限性に気づき、それぞれの立場でライフスタイルや事業活動を見直し、自らの活動に環境配慮を取り入れ、環境負荷の少ない循環型社会への転換を図る、いわゆる「持続可能な社会」の構築が不可欠となっています。



本市では、恵み豊かな自然や古い歴史と文化に育まれた良好な環境を享受しており、市民一人ひとりがこのかけがえのない環境の価値に気づき、地域の環境をはじめ、地球の環境を守り、育み、次の世代に引き継いでいくことが、今の時代に生きる私たちすべての責務なのです。

このため、私たち一人ひとりのライフステージの中で、環境問題とは何か、環境への負荷の少ないライフスタイルや社会のあり方とは何か、持続可能な社会の実現に向けて具体的にどのような行動をとればよいのかなどについて、正しく学び、実践していく必要があります。そのための原動力を培っていく手段の一つとして、環境学習の役割に大きな期待が寄せられています。



2.環境学習基本指針の 策定にあたって

(1) 策定の目的

本市における環境学習に関する施策や環境学習に関わる家庭、学校、地域社会、事業者、行政といった各主体の役割、連携のあり方などを整理し、これからの本市における環境学習の方向性を明らかにするとともに、本市の環境学習を総合的、体系的に推進するための基本的な指針として、「宇都宮市環境学習基本指針（以下、「指針」と記す）」を策定しました。

(2) 環境学習の定義

この指針では、「市民一人ひとりが、主体的に学び、自ら環境に配慮した行動に取り組んでいく」という意味で、学校教育などで行われる意図的、計画的な環境に関する指導である「環境教育」を含め、「環境学習」と呼ぶことにします。

(3) 位置づけ

指針は、環境基本計画の目標である「みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市うつのみや」の達成に向け、計画に掲げられた環境学習を、より総合的かつ体系的に推進するためのものです。

そこで、指針を環境基本条例及び環境基本計画に掲げられた施策の方向等に準ずるものとし、環境基本計画の部門別計画として位置づけます。

【※体系図参照】

(4) 役割

指針は、本市における環境学習を総合的、体系的に推進するための基本的方向性を明らかにし、各主体の行う環境学習の効果的な推進や、その支援を図るものです。

(5) 見直し

指針は、社会情勢の変化、市民の環境に対するニーズの変化などに照らし、必要に応じて見直しを行います。

環境基本条例

(環境に関する教育の充実及び環境学習の推進)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境に関する教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする。

環境基本計画(平成15~22年度)

望ましい環境像

「みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや」

環境教育・環境学習の目標

「市民一人ひとりが環境を大切に作る人づくりを進めます。」

施策の方向

「環境情報の整備と提供」「環境リーダー等人材育成の推進」

「環境学習の場と機会の創出」

リーディングプロジェクト

「環境パートナーシップ推進プロジェクト」⇒環境学習基本指針の策定、推進等

環境学習基本指針

3.環境学習の基本的な考え方

環境学習の概念は、ベオグラード会議（1975年）及び初めての環境教育政府間会議であるトビリシ会議（1977年）における成果を基礎としており、わが国においてもこれらのフレームが理論的な規範となっています。

基本指針策定にあたって、上記会議、中央環境審議会及び文部省環境教育指導資料から、環境学習の基本的な考え方をまとめると、以下のとおり整理できます。



①環境学習は体験的、実践的な学びです。

環境学習は、環境問題の現状やその原因について知ることがねらいではなく、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に関する実践活動につながることを求められます。このためには、「気づき、関心を持つ」「調べる」「理解する」「考える」「実践する」という一連のステップを実際に経験し、それを何度も継続的に繰り返すことが重要です。

②環境学習は総合的な視点をもつ学びです。

環境学習で扱う内容は、大気や水、みどり、ごみといった身近な環境から、地球温暖化などの地球環境問題、エネルギー消費や購買活動といった消費活動、歴史、文化、経済など、極めて多岐にわたります。このため、環境保全に関する実践活動を進展させるためには、科学に根ざした総合的、相互関連的なアプローチが必要です。

③環境学習はすべての人を対象とした学びです。

環境学習は特定の年齢層や団体に限定して行われるものではありません。すべての人が環境に対して責任を持っているため、幼児から高齢者までの個人だけでなく、地域の団体、学校、事業所、行政、すべてが環境学習の学びの主体になることが求められます。

④環境学習は生涯にわたって継続しなければならない学びです。

環境学習はあらゆる年齢層に対して、それぞれの段階に応じて体系的に行われる必要があります。また、環境問題は人間社会が営みを続ける限り、新たな事態を生み出していることから、それらに対応していくためには、過去の経験に加えて、新しい情報に基づく学びが必要です。これらを踏まえ、環境学習は生涯学習であることが求められます。

⑤環境学習は様々な連携が欠かせない学びです。

一人の市民は、家庭に属すると同時に、地域社会や企業あるいは学校にも属しており、特定の場所だけではなく、あらゆる場面で環境に配慮した具体的な行動が行われることが大切です。そのためには家庭や学校、地域社会、職場など様々な場面で、様々な環境学習が行われ、それらが相互に連携することが求められます。

4.国及び栃木県における 環境学習の動向

(1) 国における動向

①環境基本法

国では、平成5年に「環境基本法」を制定し、環境保全に関する基本理念や取組の基本的事項を定めました。この中で、国として環境教育・環境学習の振興を図ることが法的に位置づけられました。

環境基本法

第二十五条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするために、必要な措置を講ずるものとする。

②中央環境審議会答申

平成11年12月には、今後の環境教育・環境学習の方策のあり方について、国の中央環境審議会から「これからの環境教育・環境学習—持続可能な社会をめざして—」と題する答申が行われました。

答申では、環境教育・環境学習の意義を次のように整理しています。

「環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成すること」を通じて、国民一人ひとりを「具体的行動」に導き、持続可能なライフスタイルや経済社会システムの実現に寄与するもの

また、答申では、環境教育・環境学習の対象とする範囲を、環境汚染や自然保護のみならず、消費、歴史、文化、食、居住、人口など、様々な要素を含め、「持続可能な社会の実現のための教育・学習」という幅広い概念で捉えなおす必要があること、体験を通じて自ら考え行動するというプロセスを重視した多面的な学習による問題解決能力の育成、そして、国民や民間団体などの自発的な行動を重視したボトムアップの考え方の重要性を指摘しています。

さらに、環境教育・環境学習の実施に当たっての留意点、推進の方向を次のようにまとめています。

(留意点)

- 1) 総合的であること
- 2) 目的を明確にすること
- 3) 体験を重視すること
- 4) 地域に根ざし、地域から広がるものであること

(推進の方向)

- 1) 場をつなぐこと
- 2) 主体をつなぐこと
- 3) 施策をつなぐこと

③環境基本計画

平成6年12月に定められた国の「環境基本計画」が見直され、平成12年12月に「環境基本計画—環境の世紀への道しるべ—」が閣議決定されました。

その中で、環境教育・環境学習は、各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成し、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進するものとして位置づけられています。

また、21世紀初頭における環境政策の重点分野として11の戦略的プログラムを設定しており、その中に政策手段の一つとして環境教育・環境学習も含まれています。そこでは、「環境教育・環境学習を、環境政策全体に係る不可欠な政策手段として位置づけ、各政策分野において政策立案から実施の段階に至るあらゆる段階で活用する」としており、以前の環境基本計画よりさらに環境教育・環境学習を重視する姿勢を明らかにしています。

(2) 栃木県における動向

① 栃木県環境基本条例

栃木県では、ふるさと栃木の健全で恵み豊かな環境を保全し、創造し、将来の世代に引き継いでいくために、平成8年3月に栃木県環境基本条例を制定しました。その中で、環境学習は次のように位置づけられています。

栃木県環境基本条例

第十八条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするために、必要な措置を講ずるものとする。

② 栃木県環境基本計画

栃木県環境基本条例に基づいて平成11年3月に策定した「栃木県環境基本計画」では、「県民、事業者などの各主体が積極的に環境保全活動に取り組むためには、学校教育、社会教育や企業内教育において環境の重要性の認識と環境保全のための活動について、教育・学習を進める必要がある」として、そのための具体的な施策として、「環境学習推進体制の整備」と「環境学習推進事業の充実」を掲げています。

(環境学習推進体制の整備)

- 1) 「栃木県環境学習推進指針」の策定と学習推進のための仕組みの構築
- 2) 学習拠点の整備と学習関連施設間のネットワーク化
- 3) 県民に対する環境学習情報の提供

(環境学習推進事業の充実)

- 1) 人材の養成等
- 2) こどもエコクラブ事業の促進

③ 栃木県環境学習推進指針

さらに平成13年3月に、栃木県環境基本計画に基づき「栃木県環境学習推進指針」が策定されました。指針は、「学習機会の提供」「学習情報の提供」「指導者の養成と人材の活用」「教材・学習プログラムの作成と活用」という4つの視点から、栃木県における環境学習の現状や課題を整理し、それを踏まえて学校や家庭、地域社会、企業、行政の役割や具体的な環境学習推進方策などをまとめています。